

京都労働局発表
平成25年11月15日
11時00分公表

経済 記者クラブ 資料配付

担当 京都労働局職業安定部職業対策課
課長 田中正人
課長補佐 谷口 信行
TEL: 075-275-5424

京都労働局管内における特例子会社の 新規認定について

この度、京都労働局管内において、子会社特例の認定を受けて、5年ぶりに4番目となる特例子会社が誕生しました。

つきましては、下記の日程で認定の通知を行いますので、お知らせします。

なお、今月19日に京都の障害者雇用率の状況を公表する予定です。

記

- 1 日時 平成25年11月18日(月)午後2時から
- 2 会場 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2(京都生活協同組合内)
- 3 会社名 株式会社ハートコープきょうと
- 4 所在地 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2
- 5 従業員 6名(うち障害者 5名)
- 6 京都府内の特例子会社

企業名	所在地	親会社	所在地	認定
オムロン京都太陽(株)	京都市南区	オムロン(株)	京都市	S61.07.04
(株)GSユアサウイング	京都市南区	(株)GSユアサ	京都市	H19.12.12
(株)u&n	京都市南区	(株)ニッセンHD	京都市	H20.05.02
(株)ハートコープきょうと	京都市南区	京都生活協同組合	京都市	H25.11.18

※ 「特例子会社」とは

障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の雇用義務については個々の事業主に課せられています。そのため、親会社と子会社の関係であっても、子会社で雇用した障害者については親会社の障害者雇用率のカウント対象にはなりません。

しかし、親会社が障害者の雇用に特別の配慮をした別法人である子会社を設立し、一定の要件を満たせば、親会社と子会社を同一の事業主体とみなし、子会社で雇用した障害者についても親会社の障害者雇用率のカウントの対象とすることができます。

このような特例を子会社特例といい、子会社特例の認定を受けた子会社を「特例子会社」といいます。